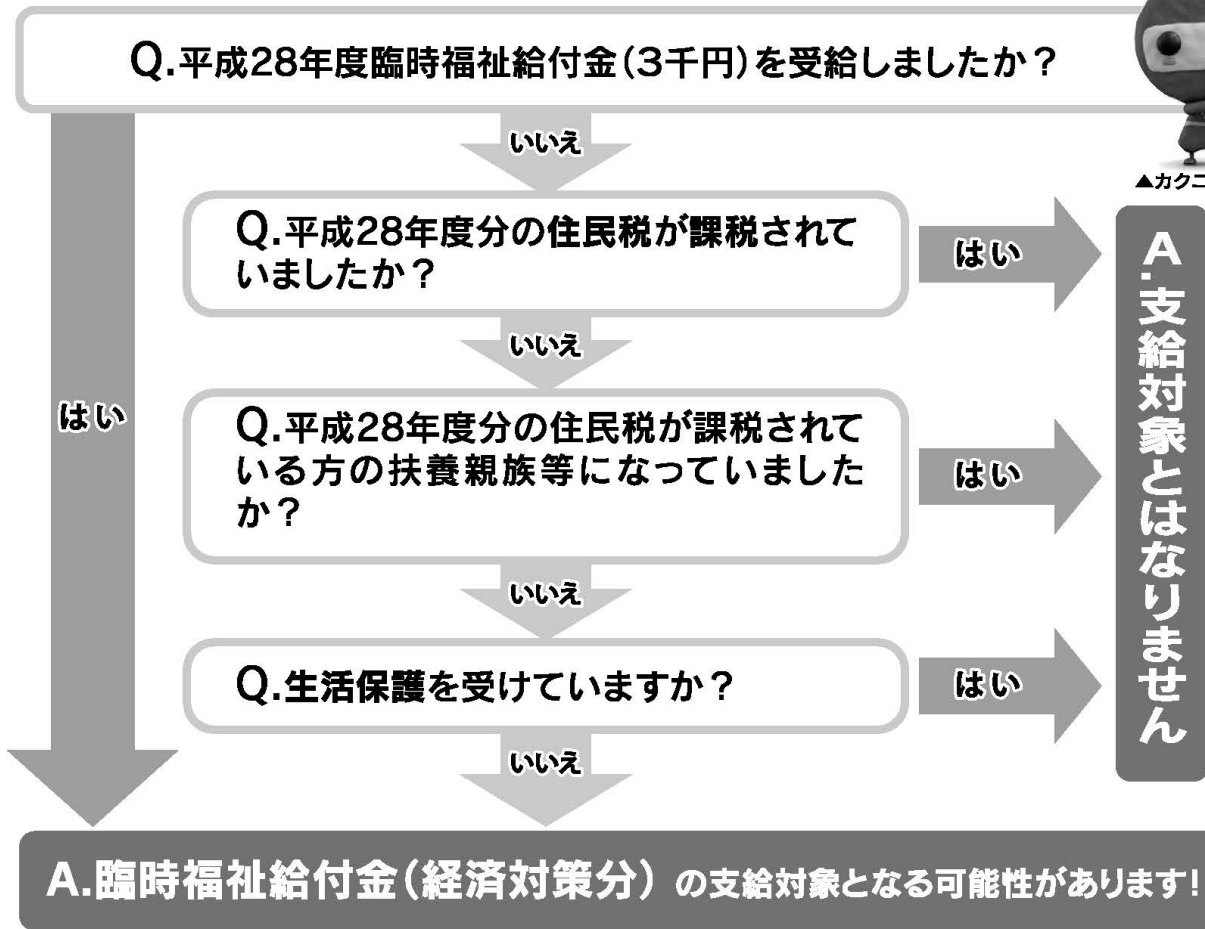


支給対象者支援チャート ～臨時福祉給付金(経済対策分)～



臨時福祉給付金(経済対策分)支給のお知らせ

平成26年4月に実施した消費税
率引上げに伴う影響を緩和するた
めに支給します。

▼支給対象者 次の①～④の要件
をすべて満たす方

- ①平成28年1月1日時点で那須町
に住民票のある方。(申請先は、
平成28年1月1日時点でお住い
の市町村です。)
- ②平成28年度の住民税が課税され
ない方
- ③平成28年度の住民税課税者の扶
養親族等でない方
- ④生活保護の受給者でない方

▼支給額 1人につき15,000円
(1回のみ支給)

▼申請方法 該当すると思われる
方へ、4月中旬に町から、申請書
を郵送する予定です。届いた申

請書に必要事項を記入、押印し、
返送してください。

▼申請期間 4月13日～7月31日

▼支給日 4月下旬から順次支給
を開始します。(申請を受け付け
てから、支給までに1カ月以上
かかる場合があります。)

▼その他

- ・申請書が届いても、支給の対象
にならない場合があります。
- ・支給対象者の要件をすべて満た
しているにもかかわらず、4月
下旬になっても申請書が届かな
い場合は、お問い合わせください。
- ・臨時福祉給付金を装った「振り
込め詐欺」や「個人情報」の詐取
には十分にご注意ください。

▼問合せ 総務課
☎726901

クレジットカードで 納税できます!

4月から町税の納付にクレジッ
トカードが利用できます。

▼対象税目 固定資産税、町県民
税、軽自動車税、国民健康保険税

▼利用方法 パソコンまたはス
マートフォンから「Yahoo
公金支払い」にアクセスし、イン

ターネット上で町税の納付が行
えます。手続きの際には、お手元
に納付書をご用意ください。

※利用には決済手数料が必要です。
※町役場や銀行窓口でのクレジッ
トカードの利用はできませんの
で、ご注意ください。

▼問合せ 税務課 収税係
☎726904

